

# ゴルフ場利用約款

## 京都大原パブリックコース

### (約款の適用)

第1条 当コースを利用される方はエチケット・マナーを充分わきまえられ、当コースの規約と本約款に従ってご利用頂きます。

### (利用約款の成立)

第2条 当コースにおいてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、チェックインすることにより当コースは施設利用をお引受けすることになります。

### (ラウンドの申し込み予約金・違約金等)

第3条 ①申し込みは3ヶ月前の1日午前9時より受け付けます。

(尚、4月分のみ1月10日より受け付けます。)

②違約金の取扱いについては当コースの定めるところによります。

### (利用の拒絶)

第4条 当コースは次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1.満員でスタート時間に余裕がない場合
- 2.天災その他やむを得ない事情によりクローズする場合
- 3.利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為(暴力行為又は威嚇行為)をなすおそれがあると認められる場合
- 4.入場及び利用者が暴力団員、暴力団関係者又は、反社会的勢力(以下「暴力団員等」という。)である場合
- 5.利用者が暴力団員等を同伴した場合
- 6.偽名または他人名義で申込みが行われた場合
- 7.その他の理由により当コースを利用される事が好ましくない事由がある場合
- 8.その他本約款に違反した場合

### (休業日・開場時間)

第5条 当コースの各施設の休業日と開場時間は当コースの定めるところによります。

ただし、臨時に変更することがあります。

### (最終スタート時間)

第6条 当コースが定める最終スタート時刻を過ぎるといかなる事由でもスタートはできません。

### (利用継続の拒絶)

第7条 当コースは次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があった場合
- 2.当コースに対して好ましくない行為があった場合
- 3.暴力団員等であることが判明した場合は、プレー開始前・プレー中を問わず、プレーをお断りし(当日の利用契約を解除し)、直ちに退場していただく
- 4.他のお客様に対し、不快な思いをさせる行為・言動があったと当コースが判断した場合
- 5.粗野な振舞い等、当コースの従業員に対して業務の遂行に支障をきたす行為があったと当コースが判断した場合
- 6.天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができない場合
- 7.ルール・マナー及び警告を無視して改めない場合
- 8.その他、本約款に違反した場合

### (金銭、その他高価品)

第8条 当コースではお客様の金銭その他の高価品は一切お預りいたしません。各自の責任で保管して下さい。

又、ロッカー及び貴重品ロッカーをご利用いただけますが、盗難及び事故の場合、当コースは一切責任を負いません。

### (携帯品・自動車)

第9条 携帯品(キャディーバック、ゴルフクラブ、その他)や駐車場の自動車などの盗難及び事故につきましても責任を負いません。

### (ロッカーキー)

第10条 ロッカーキー紛失の場合、実費を頂戴いたします。

### (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第11条 ゴルフは時により危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーして頂きます。

**(飛距離の確認)**

第12条 カートに搭載しておりますナビゲーションにて前組の位置を確認し、自己の飛距離を判断して先行組に打込まないよう打球して下さい。

**(打者の前方に出ないこと)**

第13条 プレー中は打者の前方には絶対に出ないで下さい。  
又、打球には注目して危険を避けて下さい。

**(隣接ホールへの打込み)**

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。  
隣接ホールへ打込み、そのホールのプレーヤーが危険な場合、合図をして下さい。

**(コース外への遊び球)**

第15条 不慮の事故防止のため正規のプレー以外にコース外への打球は禁止いたします。

**(ホール・アウト後の退去)**

第16条 ホール・アウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

**(雷鳴があった場合)**

第17条 雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

**(火気使用の禁止)**

第18条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。

**(乗用カート)**

第19条 乗用カートの利用は、係員の指示及びカート利用約款に従いご利用下さい。

**(違背の場合の責任)**

第20条 利用者が第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第19条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生された場合、  
又、第11条、第13条、第16条、第17条、第19条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合、当コースは一切損害賠償等の責任を負いません。

**(施設に損害を与えた場合)**

第21条 利用者の故意または過失により当コースの施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

**(施設内への持込禁止品)**

第22条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

- 1.動物等のペット類
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.鉄砲刀剣類
- 4.発火・爆発のおそれがあるもの
- 5.騒音を発するもの

**(行為の禁止)**

第23条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1.とばくその他風紀をみだす行為
- 2.物品の販売・宣伝広告等の行為
- 3.利用を認めていない方のコース内への立入り
- 4.他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- 5.コース内での正規プレー以外の練習

**(服装について)**

第24条 服装の制限はございませんが、他のプレーヤーが不愉快と感じる服装はご遠慮下さい。